○総務省令第二十七号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和六年厚生労働省令第四号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四十四　略］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四十四　同上］ 四十五　国民健康保険法施行規則附則第三条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四十六　国民健康保険法施行規則附則第五条第一項若しくは第三項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認 四十七　国民健康保険法施行規則附則第六条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第三項の規定による確認 四十八　国民健康保険法施行規則附則第七条第一項の規定による被保険者証の交付又は同条第二項の規定による被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条の二第三項並びに第百四十四条の三十三第一項第二号及び第三号並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明